

日本化学療法学会西日本支部支部長賞および支部奨励賞のご案内

日本化学療法学会西日本支部総会では2006年度より、下記の要綱に従い、西日本支部支部長賞および支部奨励賞を選定いたしております。

日本化学療法学会西日本支部長賞・支部奨励賞要綱(改訂)

(目的)

第一条 日本化学療法学会西日本支部(以下、化療西支部と略す)は、学術集会の活性化を目的として、化療西支部総会で発表された一般演題を基礎演題と臨床演題とに分け、それぞれの中から、最も優秀な演題に日本化学療法学会西日本支部支部長賞(以下、支部長賞と略す)および賞金、次点に日本化学療法学会西日本支部奨励賞(以下、奨励賞と略す)および賞金を授与する。支部長賞および奨励賞とも、2題ずつが選考される。

(対象)

第二条 受賞の対象は、日本化学療法学会会員で、当該年の日本化学療法学会西日本支部総会で発表した一般演題とする。同一個人は2回まで受賞できる。

(賞金)

第三条 1. 賞金は、当該年度の化療西支部予算の範囲内とする。
2. 支部長賞は1件15万円、奨励賞は1件10万円を授与することとする。

(選考)

第四条 選考は、複数の当該化療西支部総会プログラム委員および同会長が指名する審査委員による審査結果を基に会長が決定する。選考結果は、当該総会終了後の日本化学療法学会雑誌に掲載するとともに、ホームページに公開する。

(受賞に対する義務)

第五条 1. 受賞者はその研究成果を日本化学療法学会雑誌、Journal of Infection and Chemotherapy または、他の学術雑誌のいずれかに投稿する。日本化学療法学会雑誌以外の雑誌に投稿した場合は、その原著が受け付けられた時点で、1600字程度の概要を日本化学療法学会雑誌に載せる。
2. 本賞を受けた研究を原著にする際には、受賞した旨を、付記する。

(実施)

第六条 本要綱は、2006年12月に制定し、2006年度の第54回西日本支部総会から実施する。

(附則)

本賞の受賞対象者は、学会発表の時点で40歳以下の者とする。この附則は2013年度の第61回日本化学療法学会西日本支部総会から適用する。